島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	別紙1-8(1/6)	・文書名の相違
	原品5-5-技技1 (女川)	
	百乙层扩现但它定兴禾县入西海事	
	原子炉施設保安運営委員会要領書	
	抜粋	
	12/1-	
	昭和58年 9月21日(制定) 2021年7月1日(第44回改正)	
	2021平(月1日(第44回以止)	
	女川原子力発電所	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	別紙 1 - 8 (2 / 6)	・運用の相違
	枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	別紙 1 - 8 (3 / 6)	・運用の相違
	枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	別紙1-8 (4/6)	
		・運用の相違
	枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	別紙1-8 (5/6)	・運用の相違
	枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	別紙1-8 (6/6)	・運用の相違
	枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。	

	島	品根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)			女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
		別紙1−8 (1/1) 原子力発電保安委員会の開催実績(令和2年度) ②-11			別紙1-9 (1/1) 原子炉施設保安委員会の開催実績(令和2年度)	・開催実績の相違
開催月	回数	内容				
4月	0		開催月	回娄	数 主な内容 (2)-10	
5月	2	・島根原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請	4月	4	• 女川および東通原子力発電所原子炉施設保安規定の改正について	
		 ・島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画の変更認可申請 ・島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正 	5月	2	 ・廃止措置段階移行におけるQMS文書改正および新規制定 ・女川および東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画の修正 	
6月	2	・原子力災害対策規程 原子力災害対策細則の改正			について 女川および東通原子力発電所原子炉施設保安規定の改正について 	
		・核燃料物質使用の変更届出			 女川京子力発電所アク発電所原子が施設床安規定の改正について 女川原子力発電所2号機工事計画認可の補正手続きについて 	
7月	1	・島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正	6月	0		
8月	2	 ・島根原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正 ・島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書の一部補正 	7月	2		
		・原子力災害対策規程の改正	8月	3	• 廃止措置計画変更認可申請について	
9月	0				• 女川および東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請	
10月	0				書の一部補正について	
11月	1	・原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する標準書の	9月	1	 女川2号機工事計画認可申請書の提出について 	
		改正	10月	1		
12月	1	・島根原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請	11月	2		
1月	0				いて	
2月	1	 ・原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する標準書の 改正 			 女川原子力発電所第3号機サプレッションプール水貯蔵タンクの設置時期変更(原子炉設置変更許可申請書工事計画の変更)に 	
3月	2	・原子力災害対策規程 原子力災害対策細則の改正			ついて • 女川原子力発電所2号機工事計画認可の補正手続きについて	
		・島根原子力発電所2号炉 発電用原子炉設置変更許可申請書本文に	12月	1	・ 廃止措置計画変更認可申請の補正について ・ ・ ・	
		記載の構築物、系統及び機器の変更	12)」	-	 「原子力QMS 運転業務要領」の改正について 	
		 ・原子力発電所運転責任者の合否判定等業務等の実施に関する手順書の改正 ・原子力発電所運転責任者の合否判定を行う判定機関の指定 ・2021年度島根原子力発電所保安教育実施計画の策定 	 2月	-	 2021.7組織整備に伴う保安規定改正について 「運転責任者に係る合否判定等業務等に関する要領」の補正申請 について 女川2号機工認の補正申請について 	
			3月	2	 ・ 女川1号廃止措置実施方針の改正について ・ 女川2号機工事計画書の補正について 	

	西小氏从	長子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)		女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由					
	原子力	別紙1-9(1/2) 発電保安運営委員会の開催実績(令和2年度) 2-12]	別紙1-10(1/1) 原子炉施設保安運営委員会の開催実績(令和2年度)						
開催月	回数	内容								
4月	1	 他の施設から得られる知見に係る予防処置について 初期消火活動体制の定期的な評価結果について 	開催月 4月	主な内容・ 女川原子力発電所原子炉施設保安規定の改正につい	<u></u> गर					
5月	5	 ・3号機燃料取扱設備 点検計画の策定について ・3号機燃料取扱設備 点検計画の策定について 		 1号機廃止措置に伴う三次標準文書および運転手 ついて 	順書の改正に					
		 ・2号機 巡視点検要領書の第50次改正について ・放射線管理要領の第26次改正について 	5月	 2020年度保安教育実施計画の改正について 「原7-5-保保4(女川)計画保修作業要領書」 	の改正につい					
		 ・2号機 巡視点検要領書の第51次改正について ・1号機 巡視要領書の第59次改正について 		τ						
6月	3	・1号機 定期試験要領書の第57次改正について	6月 7月	 廃止措置工事に伴う2号炉および3号炉への影響研 「原7-1-技防2(女川)女川原子力発電所防め 						
		 ・2号機 定期試験要領書の第53次改正について ・2号機 定検時定期試験要領書の第28次改正について ・2号機 発電所起動停止運転要領書の第27次改正について 		の改正について 「原7-12-環廃1(女川)廃止措置工事管理事 	羊順書」の制定					
		 ・他の施設から得られる知見に係る予防処置について ・他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について 	8月	について ・ 女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画	変更認可申請					
		 ・2号機点検計画の策定について(非常用ディーゼル発電機ロック アウトリレー取替) ・1号機点検計画の策定について(定期事業者検査および対象機器 		について女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申 正について	請書の一部補					
7月	3	の追加他) ・2号機点検計画の策定について(非常用ディーゼル発電機ロック アウトリレー取替)	9月	 ・ 女川原子力発電所第2号機および第3号機第10 順書の改正について ・「原7-5-保工2(女川)保修作業依頼表および 						
		・2020 年度 施設管理要領に基づく施設管理の有効性評価について		運用要領書」の改正について						
		 ・2号機点検計画の変更について(HVC給気隔離弁) ・異常事象発生時の対応要領の第91次改正について 	10月	 「原 7 - 1 - 技技 4 (女川) プラント停止中の安全 管理要領書」の改正について 	主確保のための					
		 ・他の施設から得られる知見に係る予防処置について ・発電所構内におけるアマチュア無線機の使用に関する対応 対応計 	11月	 「原7-5-保保1(女川)保修業務実施要領書」 	の改正につい					
		 ・発電所構内におけるアマチュア無線機の使用に関する対応対応計 画書について ・島根原子力発電所 定期安全レビュー実施手順書の第15次改正に ついて 	12月	 「故障・トラブル時等の対応手順書」の改正につい 女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画 						
8月	0		10	書の補正について • 「 [9 - 4 - ※数1 (カ川) カ川 [7 - 4 発電 デ (2 - 4) ※数1 (カ川) カ 川 [7 - 4) ※数1 (カ 川) カ 川 [7 - 4 発電 デ (2 - 4) 3 -	> マ はま キント 7 8 田					
9月	5	 ・他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について ・放射線業務に関する自主点検の実施および報告に係る対応計画書 	1月	 「原7-4-総警1(女川)女川原子力発電所保全 辺監視区域管理要領書」の改正について 						
		について ・LCO逸脱事象発生時の原子力規制庁実用炉監視部門への報告に	2月	 「原7-5-保保1(女川)保修業務実施要領書」 て 	の改正につい					
		・LCO逸脱事象発生時の原子力規制庁実用炉監視部門への報告に 係る業務計画について	3月	• 2021年度保安教育実施計画の策定について						

	島根	原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理
		別紙1-9(2/2		
開催月	回数	内容		
9月		・異常事象発生時の対応要領の第93次改正についての	-12	
		・施設管理要領の第35次改正について		
		・運転管理要領の第31次改正について		
		・2号機定検時定期試験要領書の第29次改正について		
		・燃料管理要領の第19次改正について		
		・放射線管理要領の第27次改正について		
		・放射性廃棄物管理要領の第21次改正について		
10月	2	・2号機ディーゼル燃料貯蔵タンク室砂詰工事に伴う点検計画変更		
		について		
		・他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について		
		・2号機巡視点検要領書の第55次改正について		
		・運転管理手順書の第98次改正について		
	70	・引継および周知手順書の第 59 次改正について		
11月	1	・他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について		
		・BWRクロスビームプラントの燃料支持金具オリフィスの圧力損		
10.11		失に係わる対応に係る業務計画について		
12月	2	・他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について		
		・異常事象発生時の対応要領の第94次改正について		
		 ・電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等に係る 業務計画について 		
1月	2	・島根原子力発電所2号機 定期安全レビュー実施計画書(案)に		
ГЛ	4	の低水「万元電」「2万級 足別女王レビュ 実施計画書(来)について		
		・他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について		
		・島根2号機PCVおよびRPVの点検計画(長期停止分)の変更		
		について		
		・2号機 巡視点検要領書の第57次改正について		
		・1号機 巡視要領書の第62次改正について		
		・施設管理要領の第36次改正について		
2月	2	・1,2号機点検計画の変更(中央制御室エリアモニタ設置工事完了		
		に伴う定事検タスクの追加・削除)について		
		・1号機廃止措置段階第2回保全サイクルの保全の有効性評価		
		 ・2号機点検計画変更について(配電盤) 		
		・異常事象発生時の対応要領の第95次改正について		
3月	2	・放射線管理要領の第28次改正について		
		・施設管理要領の第37次改正について		
		・運転管理要領の第32次改正について		

	島根原	原子力発電	፤ 所2号炉	適合性審	渣 (2021	年9月6	日版)			\$	c川原子力§	各電所2号	炉 有毒ガ	ス			差異理由
電波	原事業本部(L 電源建築)及					一力安全挂		③-1 ④-1 源土木,		本店	(原子力部 における	。) 及び女 有資格者			-1 (1,	/1)	 組織体制の相違 技術者数の相違 管理者数の相違 有資格者数の相違 有資格者数の相違(自社 記載方針の相違(自社 規程基準に合わせ、特別 管理職と記載)
		1		[十分之	(令和34 のうち有資	年4月1	日現在)	Ν						三10月1日		
		Ø	技術者の うち管理 者の人数	原子炉 主任 技 衛格者 の人数	12 第一種 放取扱者 作 資 の 人数	か 5 5 6 7 4 5 - 1 2 - 1 2 - 1 2 - 1 - 1 - 1 - - 1 - - - - - - - - - - - - -	第一種 第二種 気技 術 者 格 教 の 人 数	運転責任者の基適合した者の人数		技術者 の総人 数	技のう別で 特理職数 *1	原子 年 任 者 衛 者 の	技術者の 第放射扱 主行資格 の	第 ボ ー ビ 任 者 術	 各者の人数 第電気技有 4 <l< td=""><td>x 運転者 が 進 合 に し た 者 の</td><td></td></l<>	x 運転者 が 進 合 に し た 者 の	
本	 電 源 事 業 本 部 (原子力品質 保証,原子力 管理,原子力 安全技術) 	168	27 (27)	16	48	1	4	1	本店	190	70 (70)	人数 10	400 人数 38	資格者 の人数 8	人数	人数 0	
社	電 源 事 業 本 部 (電源土木, 電源建築)	51	12 (12))-3, (4)-	0	0	0	0	0	女川原子力発電所	524	95 (95)	3-1 4-1 15 3-2	34	8	6	26	
	島 根 原子力 発電所	444 [17]	49 (49) [3]	5 [1]	33 [3]	12 [0]	7 [0]	19 [1]	合計	714	165 (165)	4-2 25	72	16	11	26	
	合 計	663	$3-2, 4^{-3}$	-2 21	81	13	11	20	※1 ()内は, を示す。	特別管理	職のうち	,技術者。	としての紹	経験年数が	10年以上6	の人数	
	()内は, 管理 [] 内は, 島							Sector (1998) And (1998)									

	島根原子力発	電所2号炉 適	合性審査 (2021 4			差異理由						
	A 41 1	マ ユ 去 r 田			2 (1/1)				[別紙2-	2 (1/1)	 ・集計対象年度の相違 ・採用人数の相違 ・基準日の相違
	全社と	-second and the second second second	の採用人数に~	ついて								at the state
	1. And an and			令和2年7月			全社と原	子力部門の	採用人数につ	かいて		
to the	全社		原子力部門		比率			Γ	3-3			
年度	人数(a)	前年比の	人数(b)	前年比の	(b/a)				④-3 (令礼	和3年10月1	日現在)	
		増減率		増減率			全	:社*	原子	力部門	比率	
平成22年度 平成23年度	199 226	149% 14%	55	129% -2%	28%	年度	人数(a)	前年比の 増減率	人数(b)	前年比の 増減率	(b/a)	
	207	01/	40	0.0%	1.0%	平成 24 年度	321	▲7%	44	7%	14%	
平成24年度	227	0%	43	-20%	19%	平成 25 年度	224	▲30%	16	▲64%	7%	
平成25年度	224	-1%	15	-65%	7%	平成 26 年度	221	▲1%	14	▲13%	6%	
平成26年度	184	-18%	14	-7%	8%	平成 27 年度	225	2%	23	64%	10%	
平成27年度	143	-22%	15	7%	10%	平成 28 年度 平成 29 年度	281 298	25% 6%	32 30	39% ▲6%	11% 10%	
	1.000	1.0%		0.7%	-	平成 29 年度 平成 30 年度	298	6% ▲1%	30	10%	10%	
平成28年度	158	10%	11	-27%	7%	令和元年度	347	18%	36	9%	10%	
平成29年度	177	12%	15	36%	8%	令和2年度	369	6%	35	▲3%	9%	
平成30年度	253	43%	20	33%	8%	令和3年度	319	▲14%	24	▲31%	8%	
平成31年度	211	-17%	17	-15%	8%	※: 令和2年度 の合計	長以降は, 東	〔北電力株式	会社と東北電	『 カネットワ [、]	ーク株式会社	
令和2年度	204	-3%	17	0%	8%							
	L 採用を含む。											
												8

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)										女川原子力発電所2号炉 有毒ガス					
					別	紙2-3	(1/2)					另门糸	€2-3 (1	/1)	
		有資格	格者の人数の	D推移(至i	近5ヶ年)		3-5 4-5		有資格者の人数の推移(至近5ヶ年)						
資格		所属員	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4月	平成 31 年 4月	令和2年 4月	令和3年 4月			平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	
		電源事業本部						資格	所属	平成 25 平 7 月	平成 30 平 7 月	7月	7月	7月	
	本	(原子力品質保証, 原子力管理,	146	146	153	177	168	技術者	本店	165	195	203	195	195	
技	社	原子力安全技術) 電源事業本部						【参考】	女川	458	464	479	498	522	
技術者		(電源土木,電源建	40	43	57	49	51		合計	623	659	682	693	<mark>717</mark>	
【参考】		築)						原子炉主任	本店	19	20	15	12	10	
考】	E	島根原子力発電所	448	451	454	448	444	技術者	女川	10	9	11	10	15	
									合計	29	29	26	22	25	
		合計	634	640	664	674	663	第1種放射	本店	38	42	43	37	38	
	_	電源事業本部						線取扱主任	女川	25	24	25	28	34	
		电原争来 平司 (原子力品質保証,	14	10	17	10	10	者	合計	63	66	68	65	72	
	本	原子力管理, 原子力安全技術)	14	16	17	16	16	第1種ボイラ	本店	9	8	9	7	8	
原子山	社	電源事業本部		-				ー・タービン主	女川	6	7	7	5	9	
原子炉主任技術者		(電源土木, 電源建 築)	0	0	0	0	0	任技術者	合計本店	15 7	15 9	16 6	12 5	17 5	
仕技	y.p	www.www.eauxr.exaecomerc.		Lesson (第1種電気	本 女川	8	6	7	7	6	
術者	E	島根原子力発電所	14	11	7	5	5	主任技術者	女川 合計	15	15	13	12	11	
									本店	2	0	0	0	0	
		合計	28	27	24	21	21	運転責任者	本店 女川	20	21	27	26	26	
		電源事業本部		-				基準適合者	女川 合計	20	21	27	26	26	
第	-	(原子力品質保証, 原子力管理,	49	43	47	46	48		本店	1	1	1	0	0	
	本	原子力安全技術)						技術士	女川	2	0	1	1	1	
俚放射	社	電源事業本部 (電源土木,電源建	0	0	0	0	0	- T (IN XC	合計	3	1	2	1	1	
線取		樂)	-	~						(B2)					
種放射線取扱主任者	į	島根原子力発電所	37	46	44	38	33								
者		合計	86	89	91	84	81								

	島根原子力発電	所2号炉	適合性審査	(2021年9月	6日版)	
				另口	紙2-3 (2/2)
						3-5
			l and N and An		A. P 1-1	④-5
資格	所属員	平成29年 4月	平成 30 年 4 月	半成 31 年 4月	令和2年 4月	令和3年 4月
第一種ボイラー・ター	 電源事業本部 (原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術) 社 電源事業本部 	2	1	1	2	1
王任ラー	(電源土木, 電源建 築)	0	0	0	0	0
	島根原子力発電所	16	15	15	13	12
ビン	合計	18	16	16	15	13
第一	 電源事業本部 (原子力品質保証, 本 原子力管理, 原子力安全技術) 	3	2	1	2	4
第一種電気主任技術者	社 電源事業本部 (電源土木,電源建 案)	0	0	0	0	0
任技術者	島根原子力発電所	6	6	7	6	7
有	合計	9	8	8	8	11
運転	 電源事業本部 (原子力品質保証, 本 原子力管理, 原子力安全技術) 	0	0	1	1	1
運転責任者の基準に	社 電源事業本部 (電源土木,電源建 集)	0	0	0	0	0
たの基準に	島根原子力発電所	25	21	20	19	19
No.	合計	25	21	21	20	20

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	別紙 2-4 (1/3)	
	人—1	 記載方針の相違(女川 では,選任条件を別紙で 記載している。)
	特別管理職就業規則(規程)	
	抜 粋	
	1993年12月 1日(制 定) 2021年 4月 1日(第88回改正)	
	人 財 部 (A-東北電力)	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	別紙2-4 (2/3)	
		 記載方針の相違(女川 では,選任条件を別紙で 記載している。)
	枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	別紙2-4 (3/3)	
		・記載方針の相違(女川
		では, 選任条件を別紙で 記載している。)
	枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。	
	<u> </u>	

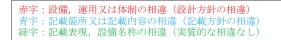
島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	別紙2-5 (1/2) 原品5-3-運1 (原)	 ・記載方針の相違(女川 では,選任条件を別紙で 記載している。)
	原子炉主任技術者の職務等運用要領	
	抜 粋	
	平成19年12月14日(制 定) 2020年 9月24日(第22回改正)	
	原子力部	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	別紙2-5 (2/2)	
		 ・記載方針の相違(女川 では,選任条件を別紙で 記載している。)
	枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
別紙 2 - 4 (1 / 5) 文書番号 QMS5-01-X00-14 制定日 2008.02.01 承認日 2020.03.30 施行日 2020.04.01	別紙2-6 (1/2) 原品5-3-運2 (原)	・文書名の相違
主任技術者の選任・解任	ボイラー・タービン主任技術者および 電気主任技術者の職務等運用要領	
および職務等に関する基本要領 (抜粋)	抜粋	
中国電力株式会社 電源事業本部	平成22年3月25日(制定) 2020年10月15日(第16回改正)	
	原子力部	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
別紙2-4(2/5)	別紙2-6 (2/2)	・設計方針の相違(QM
		S 文書体系の相違に伴う 文書内容の相違)
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。	枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
別紙2-4(3/	Р	
本資料のうち,枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できませ/	-4	

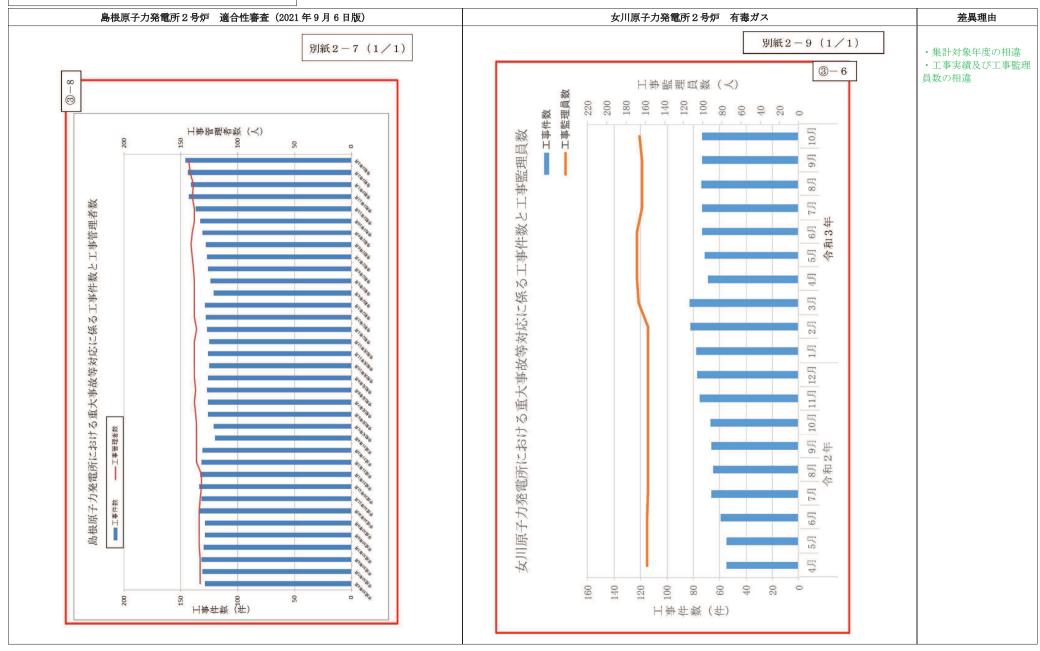


島根原子力発電所25	号炉 適合性審査(2021年9月6日版)		女川原子力発電所2号炉 有	毒ガス	差異理由
	別紙2-4(4/5)				
	本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。				
		1			

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版) 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
別紙2-4(5/5)	
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
別紙2-5(1/1)	別紙2-7(1/1)	・取組内容の相違
 原子炉主任技術者資格取得に向けた取組み 1. 受験者選任制度(社内制度)を活用した資格取得の推進 原子炉主任技術者等の重要国家資格の取得に向け,年度初めに受験者を選任 し,本人に通知することで,受験に対する意識付けを行っている。 なお,受験者として選任された者は,教育訓練への優先派遣や他業務に優先 した受験等の優遇措置が受けられる。 2. 個別試験対策 . 4. 個別試験対策 . 4. 個別試験対策 . 教育訓練への派遣 . 原子炉可倍中般課程(日本原子力研究開発機構) 原子炉主任技術者受験講習コース(日本原子力発電株式会社) 等 . 2. 受験者を対象とした勉強会を実施 . 第師: 社内有資格者 頻度: 1回/週程度 2. 1回/週程度 2. 1回/週程度 2. の他の取組み . 4. 中名を使用した挙動確認等を実施 . 東京大学大学院工学系研究科原子力専攻(専門職大学院)への派遣 	 原子炉主任技術者資格取得に向けた取組 SPT炉主任技術者については、原子炉ごとに選任することが定められて おり、女川原子力発電所においては、代行者を含め4名を必要人数としている。 令和3年10月11日現在の有資格者数は、本店及び女川で25名となっており、 必要人数に対し十分に確保しているものの、今後、有資格者の退職等による滅少 を考慮し、当社では以下のとおり計画的に原子炉主任技術者の資格取得に努めて いる。 O資格取得に向けた取組 当社では、今後の有資格者数の推移から毎年2名程度の新規取得者を確保するこ とで有資格者数は維持できると考えており、そのため毎年度10名の筆記試験受験 者を教育訓練計画により設定している。 また、受験に向けては、各種講習等に派遣し、合格率の向上に努めている。 「原子炉工学特別講座(日本原子力研究開発機構)」への派遣。 「原子炉工学特別講座(日本原子力研究開発機構)」への派遣。 「原子炉主任技術者受験講習コース(日本原子力発電株式会社)」への派遣。 ・「原子炉主任技術者受験講習コース(日本原子力発電株式会社)」への派遣。 ・「原子炉主任技術者受験講習コース(日本原子力発電株式会社)」への派遣。 ・「原子炉主任技術者受験講習コース(日本原子力発電株式会社)」への派遣。 ・「原子炉主任技術者受験講習コース(日本原子力発電株式会社)」への派遣。 ・「原子炉主任技術者受験講習コース(日本原子力発電株式会社)」への派遣。 ・「原子炉主任技術者受験講習コース(日本原子力発電株式会社)」への派遣。 ・「原子炉主任技術者受験講習コース(日本原子力発電株式会社)」への派遣。 ・「原子炉工学特別講座(日本原子力研究開発機構)」への派遣。 ・「自然取対策] ・ 自格本の報見金を支給。 ・ 「東京大学大学院工学系研究科原子力専攻(専門職大学院)」への派遣。 ・ 以上の取組により、今後も必要人数に対し余裕を持った有資格者数を確保していない、有資格者数の推移に応じて、取得計画の見直しを行うこととしている。 	

西瓜亦17、	」発電所2号炉 適合性審査((2021年9	月6日版)			女川原子力発電所2号炉	有毒ガス			
島根原子力発電	電所における自然災害及び 女際技業教		//	(1/1) 関する	女川原子力和	電所における重大事故等対		紙2-8 有資格者教		・ 運用
	有資格者数	0	7, ④-7		2/1/1/1 / / / /	1电//1C401/3里八争改守//		3年10月		
				-			1111	0 1 10 /1		
資格名称	用途	(守 必要な 人数		1 日現在) 令和3年 度取得計 画	重大事故等対応に必 す。	要な資格の取得状況及び令れ		④ ·	- 6	
	大量送水車 大型送水ポンプ車				資格名称	用途	必要な 人数	有資格 者数	令和3年度 取得計画	
大型自動車	R 移動式代替熱交換設備 可搬式窒素供給装置 大型ホース展張車(150A) 大型ホース展張車(300A)	23	158	15	大型自動車	大容量送水ポンプ ホース延長回収車 熱交換器ユニット 可搬型窒素ガス供給装置	21	63	0	
	化学消防自動車 小型動力ポンプ付水槽車				けん引	熱交換器ユニット 可搬型窒素ガス供給装置	7	53	0	
けん引	移動式代替熱交換設備	11	74	15	大型特殊	ブルドーザ	14	85	0	
大型特殊	ホイールローダ	8	34	6	人型特殊	バックホウ	14	80	0	
小型移動式クレー ン	大型送水ポンプ車	15	164	21	小型移動式クレーン	水中ポンプ設置	14	126	0	
危険物取扱者 (乙種第4類)	燃料給油 (軽油) タンクローリ	7	384	16	危険物取扱者	燃料給油	14	266	0	
玉掛け	水中ポンプ吊上げ	15	276	18	(乙種第4類)	and a state of the				
車両系建設機械	ホイールローダ	8	46	4	玉掛け	水中ポンプ吊上げ	14	165	0	
中型自動車 ※1	高圧発電機車 タンクローリ 第1ベントフィルタ出口	14	233	3 ※ 2	車両系建設機械 (整地)	ブルドーザ バックホウ	14	57	0	
	水素濃度(可搬型) 中型ホース展張車(150A)				車両系建設機械 (解体)	バックホウ	14	33	0	
普通自動車	放射能観測車 サーベイ車	7	496	-	中型自動車※	電源車	14	246	0	
小型船舶操縦士	海上モニタリング シルトフェンス設置	9	37	11	小型船舶操縦士	タンクローリ 海上モニタリング	2	53	0	





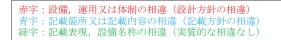
島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)		3	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
		プラン	別紙3−1 (1/2)<ト設備の習熟のための保守点検活動	 記載方針の相違 (女川は保守点検活動の詳細を別紙に記載)
	対象者	主な活動	保守点検活動の内容(例)	
	入社1年目 原子力部門 技術系社員 (全員)	現場実習	 ・入社後、原子力発電所の基礎知識を学んだ後、当直又は 各配属部門における現場パトロールや機器点検工事立会 い等でのOJTにて機器配置,現場設備を習熟。 	
	運転員	状態管理	 ・法令・保安規定に基づくパラメータについて、記録(データ採取)しプラント状態を把握。 ・定期的な巡視点検を実施し、異常の有無を確認しプラント状態を把握。 ・予定表に基づいて定期試験を実施し動作可能であることを確認。 ・プラント起動・停止における点検・確認を実施し、プラント状態を把握。 ・保修作業における安全処置を実施するとともに作業範囲の識別及び作業状況を把握。 	
		運転操作	 ・プラント起動・停止・出力増減操作 ・機器の起動・停止及び定例切替操作 ・非常用炉心冷却設備等の定期試験の実施 ・異常発生時の対応操作 ・保修作業時における安全措置の実施 ・定期事業者検査の対応操作 	
		1		

別紙3-1 (2/2)別紙3-1 (2/2)・記載力分の相違 (女川2保守水純活動) 	島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)		-	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス		差異理由
大家省 土な雷動 株寸黒秧酒動の内容(例) 設備 ごとに担当者を定め、プラント起動停止時や試運転時に立ち会い、異常有無等の状態を確認。 設備 ごとに担当者を定め、プラント起動停止時や試運転時に立ち会い、異常有無等の状態を確認。 設備 ごの作業管理を実施。 <th></th> <th></th> <th></th> <th>別紙 3 - 1 (</th> <th></th> <th>女川は保守点検活動</th>				別紙 3 - 1 (女川は保守点検活動
保守管理 時に立ち会い,與常有無等の状態を確認。 ・設備不具合時等に設備の状況を把握し,部品取替えや計器調整などの作業管理を実施。 ・ポンプの分解点検等の直営作業を実施。 ・ポンプの分解点検等の直営作業を実施。 ・ポンプの分解点検等の直営作業を実施。 ・ポンプの分解点検等の可以指していたがイントを定めて、設備ごとの担当者が分解点検等の現場に立ち会い,設備の健全性確認を行うとともに,作業の安全管理等を実施。 ・割練施設にて,基本的な設備(空気作動弁,電動弁,電動弁,電 線弁,ポンプ、モータ,手動弁,遮断器,検出器,伝送 器,制御器等)及び原子力特有の設備(平均出力領域モニットレーニングを行い,現場技能を習得。 ・割練施設にて,点検調整等の実習トレーニングを行い、現場技能を習得。 ・また,OJTを主体に専門知識の習得を図ることで,技		対象者	主な活動	保守点検活動の内容(例)	0)	〕詳細を別紙に記載)
保全部員工事管理 (調達管理)おいて、当社立会のホールドポイントを定めて、設備ご との担当者が分解点検等の現場に立ち会い、設備の健全 性確認を行うとともに、作業の安全管理等を実施。・訓練施設にて、基本的な設備(空気作動弁,電動弁,電 磁弁,ポンプ、モータ、手動弁,遮断器,検出器,伝送 器,制御器等)及び原子力特有の設備(平均出力領域モ ニタ,原子炉再循環系,制御棒駆動水圧系水圧制御ユニ 			保守管理	時に立ち会い,異常有無等の状態を確認。 ・設備不具合時等に設備の状況を把握し,部 器調整などの作業管理を実施。		
 		保全部員		おいて,当社立会のホールドポイントを定 との担当者が分解点検等の現場に立ち会い	Eめて,設備ご い,設備の健全	
			教育訓練	磁弁,ポンプ,モータ,手動弁,遮断器, 器,制御器等)及び原子力特有の設備(平 ニタ,原子炉再循環系,制御棒駆動水圧系 ット等)の分解点検,組立て,点検調整等 ニングを行い,現場技能を習得。 ・また,OJTを主体に専門知識の習得を図	検出器,伝送 型均出力領域モ 系水圧制御ユニ 等の実習トレー	

		島根原子力発電所 2	2 号炉 適合性審査(2021年9月6日版)			女川	原子力発電所2号炉 有毒ガス			差異理由
			別紙 3 - 1	(1/1)			別紙3-2(1/1)		・運用,実績の相違
		原子力発電所内訓練加	施設を活用した研修及び訓練の実績に (令和2年度)	こついて			設を活用した訓練実績(令和2年度)		-1	
_				6-1	1.保全部門関				- 1	
		研修コース	ナム市内	₩.=#.+#.#L	研修コ		主な内容 ポンプ,弁等の一般的な機械系機器に	受講者数		
			<u>主な内容</u> ・安全作業に必要な基礎知識	受講者数	1461-15日175	保修基礎技 術教育1	関する原理・構造・点検等に関する実 習訓練	19		
		力量「初級」認定者あ るいは, それに準ずる 知識・技能を持ってい	・機械関係測定器の取扱い,一般弁, 継手及びポンプの基礎知識	270	機械関係	保修基礎技 術教育2	原子炉系特有の機械系設備等,より専 門性の高い機器に関する原理・構造・ 点検等に関する実習訓練	3		
		る原子力部門の要員	 ・電気関係測定器の取扱い、計測・制 御、しゃ断器及び電動機の基礎知識 		電気・計装関	保修基礎技 術教育1	発電設備,計測制御機器等の一般的な 電気・計装系機器に関する原理・構造・ 点検等に関する実習訓練	19		
r	中級	力量「中級」認定者あ るいは, それに準ずる	・継手,電動弁リミトルク,自動制御 等,各設備の原理,構造及びシーケ ンスの読み方等の基礎知識		係	保修基礎技 術教育2	原子炉系特有の電気・計装系設備等, より専門性の高い機器に関する原理・ 構造・点検等に関する実習訓練	11		
	教育 知識・技能	知識・技能を持ってい る原子力部門の要員	・設備故障時の対応,ポンプ分解点検 及び組立後の試運転時の保守技術, 立会ポイント	117	保全全般関係	保修基礎技 術教育1	非破壊試験,振動計測等の保全部門全 般における基礎的な知識に関する実 習訓練	6		
			 ・一般弁,安全弁,調節弁等の構造, 		体生生放舆体	保修基礎技 術教育2	給水調節弁等の特殊機器に関する原 理・構造・点検等に関する実習訓練	0		
			機能,分解点検 ・立型ポンプ,大型ポンプ,MSIV 駆動装置等の構造,機能,分解点検			(ミュレータ訓練)				
		力量「初級」認定者以	* 立型高圧電動機,しや断器の構造,		研修コース		主な内容	受講者数		
	専門 教育	上の知識・技能を持っ ている原子力部門の	機能, 分解点検	144	養成コース	補機運動養成	会員の養成,力量維持及び主機運転員の	46		
		要員	・工業計界 放射線モータ笙の直理		専門コース	主機運転	員の力量維持及び管理者の養成	14		
					管理者コース	管理者コース 管理者の力量維持		34		
L			・非破壊検査の原理,検査方法		チーム連携訓練	ファミリ	一訓練	314		
										108

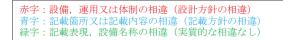
島根原子力発電所2号炉 適合性審査(202	1年9月6日版)		女川原子ス	的発電所2号炉 有毒	ガス		差異理由
	別紙3-2(1/1)				別紙3−3(1/1)] ・運	国,実績の相違
安全性向上対策設備を反映したシミュレーク	9訓練の実績について ⑥-2			たシミュレータ訓練 て,当直連携訓練を		- 2	
		1. 主义机動力电	■ 1・2号		3 号炉		
1. 全交流動力電源喪失事象について,当直連携調			運転員	89CC/A	運転員		
2 号炉運転員	3 号炉運転員	平成 30 年度	61 名		36 名		
平成 30 年度 74 名	0名						
令和元年度 70名	0名		1号炉	2 号炉	3 号炉		
令和2年度 72名	0名		運転員	運転員	運転員	-	
		令和元年度	32名	33 名	35 名	-	
		令和2年度	28 名	32 名	29 名		
	6-3	2. BTCで行わ	れる訓練		6	- 3	
			ース(上級)」を実	施			
2. BTCで行われる訓練「SA訓練コース(上紙	と)」を実施			受講者数			
(上級Sを含む。)		平成 30 年度		8名			
当直長	当直長以外	令和元年度		3名			
平成 30 年度 4 名	4名	令和2年度		1名			
令和元年度 1名	7名						
令和2年度 4名	3名	(2)「甲級ⅡS副	練コース」を実施			n	
				受講者数			
		平成 30 年度		2名			
		令和元年度		2名			
		令和2年度		2名			
							109

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
		 記載方針の相違 (島根は規定文書として 不適合等管理基本要領を 記載)
不適合等管理基本要領		
(抜粋)		
中国電力株式会社 電源事業木部		



	E9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	別紙3-3(2/2)		
			 記載方針の相違 (島根は規定文書として 不適合等管理基本要領を
			記載)
本資料のうち、枠囲みの内容は機	密に係る事項のため公開できません。		

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
別紙 3 - 4 (1 / 5) 文書番号 QMS8-06-N01-40 制定日 2008.2.1 承認日 2021.2.15 施行日 2021.2.17	別紙3-4 (1/2) 原品8-3-1 (原品)	・文書名の相違
島根原子力発電所 未然防止処置手順書	原子力保安情報処理要領	
(抜粋)	抜粋	
中国電力株式会社 島根原子力発電所	2006年12月28日(制 定) 2021年 6月29日(第25回改正) 原子力品質保証室	



島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
別紙 3-4 (2/5)		
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。		

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
別紙 3-4 (3/5)		
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。		
アメロシンク、計画がソビオロは成面に成る デスソムのできません。		

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9	∂月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
[別紙3-4 (4/5)		
l l			
本資料のうち、枠囲みの内容は機密	に係る東頂のため公開できません。		
小具有シックら、作曲サック日谷は懐治	にいるすうのにの公開てきません。		

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
別紙 3-4 (5 / 5)	別紙 3-4 (2/2)	
		・運用の相違
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。	枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6	日版)		女川原	〔子力発電所2号炉 有毒ガス		差異理由
原子力発電保安運営委員会の開催実績 (令和2年度)	別紙 3 — 5 ⑤—3, ⑥—6	月 4	日 27	別紙 開催実績(令和2年度) 内容	〔3−5(1/2) 備考	・開催実績の相違
原子力発電保安運営委員会の開催実績(令和2年	三度)	5	26	_		
月日内容	備考	6	22			
4 17		7 8	27 31	┃・当社における未然 ┃防止処置の検討要否		
6 10		9	28	・本店が未然防止処		
7 30		10	26	置の検討箇所となっ		
9 2 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置		11	30	た場合の詳細検討		
10 21 について		12	21			
11 19		1	25	_		
12 4		2 3	24 29	_		
		女川原子力発 月 4 5 6 7 8 9	雨 所 情報検討 9 13 12 10 7 11	 村会の開催実績(令和2 内容 ・発電所における未 然防止処置の検討要 否 	年度)	
		10	9	・発電所が未然防止		
		10	0			1
		11	11	処置の検討箇所とな		
		11 12	11 9	┃ 処置の検討箇所とな ┃ った場合の詳細検討 ┃		
		11 12 1	11 9 13			
		11 12	11 9			

 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
別紙3-5(2/2)	・開催実績の相違
東通原子力発電所情報検討会の開催実績(令和2年度) 月 日 内容 備考 4 28	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)			女川原子力発電所2号炉 有毒ガス					差異理由
		別紙3-6			別紙3-6	(1/1)		 ・派遣(出張)実績の相 違
	過去3年間の海外派遣者実績について	5-4, 6-7						・集計対象年度の相違
平成 30 年	度から令和2年度までの主な海外派遣者(出張)の実績を以下に示			過去3年間の海外派遣者実績に	ついて			
年度 (人数)	件名	派遣者数	年度	件名		派遣者数		
平成 30 年度	米国電力研究所(EPRI)への派遣	1	(人数)					
(7名)	欧州原子力発電所における放射線防護規格に関する調査	1		GE 日立 FIELD ENGINEERING PROGRAM 参	ter menter anne a	1	5-2 6-5	
	米国原子力発電所における火災防護に関する調査	1	(7名)	中国原子力事業者における施設管理等の		2		
	米国原子力発電所における IMAC 視察	1		欧州BWR事業者協議会における最新動		1	-	
	米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する 調査	3		英国原子力事業者におけるパフォーマ 関する調査	シス改善活動に	3		
令和元年度	米国電力研究所(EPRI)への派遣	2	令和2年度	派遣無し		0		
(11名)	欧州原子力発電所における BOP 閉止装置に関する調査	2	(0名)			v		
	米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する 調査	2	令和3年度 (0名)	派遣無し		0		
	海外原子力発電所における安全対策に関する調査	4						
	米国原子力事業者におけるデジタル技術に関する調査	1						
令和2年度	米国電力研究所(EPRI)への派遣	1						
(4名)	米国原子力事業者における安全対策に関する調査	1						
	米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する 調査	2						

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9		女川原子力発電所2号炉 有毒ガス				
別	紙4-1 (1/2)			別紙 4	↓ - 1 (1 ∕ 1)	・記載表現の相違
	⑦-1 ⑧-1	原子力施設の保安		管理に必要な体制の基準に関 トシステム計画について	する規則を踏まえた (⑦-1) (⑧-1)	
原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に 基準に関する規則を踏まえた品質マネジメントシステ 当社における品質保証活動については、「原子力発電所」 の品質保証規程」(JEAC4111-2009)に基づき品質保証活動	ム計画について こおける安全のため を実施してきた。今	(JEAC4111-2009)に基 係る品質管理に必要な	づさ品質保証活動を実施 体制の基準に関する規則 ついて原子力品質保証規	原子力発電所における安全の してさた。今般の「原子力施 」(品管規則)の施行(令和2 程および保安規定の品質マネ	 Dための品質保証規程」 設の保安のための業務に 2年4月1日)を踏まえ, 	1
般の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理によ 関する規則」(品管規則)の施行(令和2年4月1日)を		本審查資料 3. (4)品質保証活動	本審査資料に係る品管規 則の追加要求事項	への反映内容	保安規定第3条(品質マネジメン トシステム計画)への反映内容	
要求事項について品質マニュアルおよび保安規定の品質で ム計画に反映した。 主な反映内容は以下の通りである。 本審査資料 (4)品質保証活動 (4)品質保証活動 (4)品質保証活動 第一条(目的) 品でマネジメン ・「原子力施設の保安 第1条(目的)	マネジメントシステ 保安規定第3条(品 質マネジメントシス テム計画)への反映 内容 1.目的 ・「発電所の安全を達	a. (a)及び(b) 品質マネジメントシステム	第一条(目的) ・「原子力施設の保安の ための業務に係る品質 管理に必要な体制の基 準を定めることにより、原子力の安全を確 保することを目的とす る」ことが明確にされた。	て品質マネジメントシステム を確立、実施,評価確認および 継続的に改善するための手法 を明確にし,原子力発電所の 安全・安定運転を達成・維持・ 内上させることにより、地域 社会の皆様に安心・信頼して いただくことを目的とする」	解釈に基づく品質マネジメント システムを確立し,実施し,評 価確認し,継続的に改善するこ とを目的とする」旨を明記した。	
トシステム トシステム かための業務に係 る品質管理に必要 な体制の基準を定 せるため、品質で 成・維持・向上さ せるため、品質で なるととにより、 ネジメントシステ 原子力の安全を確 保することを目的 とする」ことが明 縦続的に改善す 確にされた。 本様で、 に、 本様の、品質で し、評価確認し、 総統のと遊す る」とを明記した。 る」を明記した。	 	a. (c)及び(d) 文書及び記録管理	の管理項目の明確化 ・文書の管理に文書の保 護に関する事項を追加 ・文書改定手続きと入力 情報の管理の追加	追加した。	 4.2.3 文書の管理 (1)及び(2)に追加要求内容を追加した。 	
a. (c)及び(d) 第七条(文書の管理) 品証細則 文書及び記録管 ・文書制定時の妥当 4.2.3 文書の管理 理 ・文書制定時の妥当 4.2.3 文書の管理 性確認及び定期的 なレビューを行う 者の明確化 ・(1)及び(2)に追加 要求内容を追加し た。	を明記した。 4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加 要求内容を追加し た。	a. (e) 品質保証活動に係る体制	 第九条(経営責任者の原 子力の安全のためのリー ダーシップ) ・経営責任者及び全ての 階層の管理者のリーダ ーシップに関する事項 の追加 	のためのリーダーシップ ・経営責任者については 5.1 項 で,全ての階層の管理者につ いては同項(8)に追加要求内	全ての階層の管理者については	
 ・ 文書の管理に文書 の保護に関する事 項を追加 		a. (f), (g)及び(h) 品質方針及び品質目標	該当する追加要求なし	同左	同左	
 ・ 文書改定手続きと 入力情報の管理の 追加 a. (e) 第九条(経営責任者 品証規程 	5.1 経営責任者の原	a. (i)及び(j) マネジメントレビュー	第十九条 (マネジメント レビューに用いる情報) ・マネジメントレビュー のインプット項目の追 加	用いる情報 ・(12)及び(13)に追加要求内容	5.6.2 マネジメントレビューに用 いる情報 ・(12)及び(13)に追加要求内容を 追加した。	
品質保証活動に 係る体制 のリーダーシッ の原子力の安全のた プ) の原子カの安全のた めのリーダーシッ	子力の安全のための リーダーシップ ・経営責任者につい	a. (k) 内部コミュニケーション	該当する追加要求なし	同左	同左	
 ・経営責任者及び全 ブ) ての階層の管理者 ・経営責任者につい では第1項で、全 に関する事項の追 加 (8)に追加要求内 	ては第1項で,全 ての階層の管理者 については同項 (8)に追加要求内 容を追加した。	b. (a) 及び(b) 調達管理	要求事項) ・調達プロセスへの規制 機関の立入を可能(フリ ーアクセス)とする措置 の追加			
容を追加した。		b. (c) 不適合管理及び是正処置等	第五十二条(是正処置等) ・不適合及び是正処置の 見直し	 8.5.2 是正処置等 (2)に追加要求内容を追加した。 	 8.5.2 是正処置等 (2)に追加要求内容を追加した。 	

İPit-1 (2 / 2)(I) (I) (I) (I) (I) (I) (I) (I) (I) (I)	本書金食料 (1) 点買保証活動 (1) 点買保証活動 (1) 点買保証活動 (1) 点買なご加速次内容 本書直食料に保る品 反映内容 品買マニエアハーツ 反映内容 保安規定期 3 条(面 買マネジメレトン フォショ回)への反映 内容 (1) (2) 及び (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	島根	原子力発電所2号炉 通	 適合性審査(2021 年 9 月	6日版)		女川原子力発電所2号	炉 有毒ガス	差異理
$- \overline{w} = \overline{d} \overline{g} \overline{h}^{*}$ $- \overline{w} = \overline{d} \overline{g} \overline{h}^{*}$ $- \overline{h} = \overline{h}^{*} \overline{h}^{$	本審査資料 (4) 品質保証活動 (4) 品質保証部 (4) 品質保証部 (4) 品質保証 (5) 品質本要素素算料に係る品 面欠 (5) 品質 (7) 品質 (7)品質マニュアルへの (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)依欠規定第 3 条(品 (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)研究 (7) (7) (7) (7) (7)(7) (7) (7) 			月					
(4) $\exists \hat{q} \bar{q} \bar{u} d\bar{d}$ $\exists \hat{x} \ \eta \eta \eta \eta \eta \eta \eta \eta \eta \eta$	(4) $\exists \hat{q} \bar{q} \bar{u} d\bar{d}$ $\exists \hat{x} \ \eta 0 \hat{u} \ g g x h g$				7 1 8 1	1			
a. (r), (g)及び, 尚当する追加要求在 質目標 同左 同左 第1年 「加菜(G)」 第十九条 (マネジメ) 品証細則 5.6.2 マネジメント マネジメントレ ントレビューに用い 5.6.2 マネジメン レビュー(用いる情) ビュー ろ情線) トレビューへのイン 第 マネジメントレ ントレビュー(用いる情) ・1(2)及び(3)(に追加 要求内容を追加し ・1(2)及び(3)(に追加 要求内容を追加し ロボー 「東京や肉容を追加し 小要求内容を追加し ロボー 「た。 「した。」 ロボー 「た。 「した。」 ロボー 「た。 「ロボー 10(2) 第三十五条 (調慮物) 品証細則 「1.4 に通加要求内容を追加した。」 「た。 10(2) 第三十五条 (調慮物) 品証細則 「1.4 に通加要求内容を追加した。」 「1.4 2 調道物品等要 求事項 「1.6 に通加要求内容 10(2) 第三十五条 (調達物) 品証細則 「1.4 に運動物品等要 、主要」 「1.4 2 調道物品等要 求事項 「2.1 に通加要求内容 11(1) 第二十五条 (長正他 常業)」 名正和意志 名正和意志 12(1) 「日本要求内容 第二十五条 (長正他 常等)」 名三子和意志 12(1) 「日本要求内容 名三子和軍(1) 「1.4 三 13(1) 第二本 「1.6 に通加要求内容 「1.6 に通加要求内容 14(1) 5.5 2 是正如置等 「1.1 回載支入容容 」 「1.1 回載支入容容 」 15(1) 第二本 第二本回答 第二本回答 <th>a. (r), (g)及び, 尚当する追加要求な 質目標 同五 同五 a. (i)及び(j) 第十九条 (マネジメ 品証細則 5.6.2 マネジメント マネジメントレ ントレビュ・に用い 5.6.2 マネジメント マネジメントレ ントレビュ・に用い 5.6.2 マネジメント マネジメントレ ントレビュ・に用い 5.6.2 マネジメント マネジメントレ ントレビューへのイン 第 マネジメントレビ ブット 1.12)及び13)に追加 東日の追加 加要求内容を追加し 東京中方容と追加 した。 「方部コミュニケ レー 「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「」」 「「た 「」」 「「」 「「二」の要求内容 「「た 「」」 「「」 「」」 「「」 「」」 「」 「」 「「」 「」」 「」 「」」 「」 「」」 「」 「」」 「」 「」」 「」 「」」 「」 「」」 「」</th> <th>◆審查資料 (4)品質保証活動</th> <th>管規則の追加要求事</th> <th></th> <th>質マネジメントシス テム計画)への反映</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>	a. (r), (g)及び, 尚当する追加要求な 質目標 同五 同五 a. (i)及び(j) 第十九条 (マネジメ 品証細則 5.6.2 マネジメント マネジメントレ ントレビュ・に用い 5.6.2 マネジメント マネジメントレ ントレビュ・に用い 5.6.2 マネジメント マネジメントレ ントレビュ・に用い 5.6.2 マネジメント マネジメントレ ントレビューへのイン 第 マネジメントレビ ブット 1.12)及び13)に追加 東日の追加 加要求内容を追加し 東京中方容と追加 した。 「方部コミュニケ レー 「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「た 「「」」 「「た 「」」 「「」 「「二」の要求内容 「「た 「」」 「「」 「」」 「「」 「」」 「」 「」 「「」 「」」 「」 「」」 「」 「」」 「」 「」」 「」 「」」 「」 「」」 「」 「」」 「」	◆審查資料 (4)品質保証活動	管規則の追加要求事		質マネジメントシス テム計画)への反映				
マネジメントレジトレビューに用い5.6.2マネジメンレビューに用いる槽ビューる情報)トレビューへのイン報・マネジメントレビブット・12)及び13)に追加ューのインブット・(12)及び(13)に追項日の追加加要求内容を追加し加要求内容を追加た。した。同左レした。レ市第三十五条(調達物品証綱則7.4.2調達物品等水事項・(12)に追加要求内容・副進了ロセスののア・4.2フォントシリン・調達プロセスのの第二十五条(調達物品等水事項・(15)に追加要求内容・(15)に追加要求内容の追加・(15)に追加要求内容た。・(15)に追加要求内容の追加第5.2上市処門等8.5.2と正処門等そ・(12)加買求内容を追加した。・*ア・ア・第二十二条(地正処8.5.2と正処間等・・・第二十二条(地正処8.5.2上市処間等・・・12しの支防・・12 <td< td=""><td>マネジメントレジトレビューに用い5.6.2マネジメンレビューに用いる情ビューる情報)トレビューへのイン報・マネジメントレビブット・12)及び13)に追加東のインブット・(12)及び(13)に追東水内容を追加し加要求内容を追加し加要求内容を追加た。した。同左レ「日左・(12)及び(1)第三十五条 (調達物品等調達管理第三十五条 (調達物・調達フロセスのの7.4.2・調達オロセスののア・4.2・調達オロセスののア・4.2・調達オロセスののア・4.2・調達オロセスののア・4.2シーンシン・(11)・(12)人び(13)に追加要求内容・(12)人び(13)第二十二条 (調達物品等 ア・4.2ホーム・(11)・(11)・(11)・(12)人び(13)・(11)</td></td<> <td>(h) 品質方針及び品</td> <td></td> <td>同左</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	マネジメントレジトレビューに用い5.6.2マネジメンレビューに用いる情ビューる情報)トレビューへのイン報・マネジメントレビブット・12)及び13)に追加東のインブット・(12)及び(13)に追東水内容を追加し加要求内容を追加し加要求内容を追加た。した。同左レ「日左・(12)及び(1)第三十五条 (調達物品等調達管理第三十五条 (調達物・調達フロセスのの7.4.2・調達オロセスののア・4.2・調達オロセスののア・4.2・調達オロセスののア・4.2・調達オロセスののア・4.2シーンシン・(11)・(12)人び(13)に追加要求内容・(12)人び(13)第二十二条 (調達物品等 ア・4.2ホーム・(11)・(11)・(11)・(12)人び(13)・(11)	(h) 品質方針及び品		同左					
ビューる情報)トレビューへのイン報 \cdot マネジメントレビプット $\cdot 12$)及び13)に追要求内容を追加し $ 0 - 4 \vee 7 \vee p$ $\cdot (12)$ 及び13)に追要求内容を追加し $- 0 - 0 - 4 \vee 7 \vee p$ $\cdot (12)$ 及び13)に追要求内容を追加し $- 0 - 0 - 2 \vee 2$ $- 0 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 $	ビューろ情報)トレビューへのイン報人 \cdot マネジメントレビプット $\cdot 2)及び13)に追要求内容を追加し 0 - 4 \vee 7 \vee p\cdot (12) & 0 & (13) & (12) & (13) & (12) &$	a. (i)及び(j)	第十九条(マネジメ	品証細則	5.6.2 マネジメント				
$\cdot マネジメントレビブット\cdot 12) & 0 & (13) (12) in in in in in in in it in i$	$\cdot マネジメントレビブット\cdot 12) & 0 & 0 & 13) & 12 & 0 & 0 & 13) & 12 & 0 & 0 & 13) & 12 & 0 & 0 & 12 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & $	マネジメントレ	ントレビューに用い	5.6.2 マネジメン	レビューに用いる情				
111 <t< td=""><td>111<t< td=""><td>ビュー</td><td>る情報)</td><td>トレビューへのイン</td><td>報</td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<></td></t<>	111 <t< td=""><td>ビュー</td><td>る情報)</td><td>トレビューへのイン</td><td>報</td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>	ビュー	る情報)	トレビューへのイン	報				
項目の追加加要求内容を追加た。a. (k) (内部コミュニケ該当する追加要求な (ション)した。 同左同左同左b. (a)及び(b) 調達管理第三十五条(調運物 品等要求事項) -,調達プロセスへの 規制機関の立字 (力)品証細則 -, 4.2 調達物品等 要求事項 -, 1.1 に追加要求内容 を追加した。7.4.2 調達物品等要 表事項 -, 2.2 調達物品等 要求事項 -, 2.2 調達加要求内容 を追加した。7.4.2 調達物品等要 来事項 -, 2.2 調達加要求内容 を追加した。7.4.2 調達物品等要 -, 4.2 ご調達物品等 -, 2.2 調達加要求内容 -, 2.2 ご追加要求内容 -, 2.2 ご追加要求内容 を追加した。7.4.2 ご調達物品等 -, 4.2 ご調達物品等 -, 2.2 ご言述の要求内容 -, 2.2 ご言述の要求内容 	項目の追加加要求内容を追加た。a. (k) (内部コミュニケ該当する追加要求な (ション)した。 同左同左同左b. (a)及び(b) 調達管理第三十五条(調運物 品等要求事項) -,調達プロセスへの 規制機関の立字 (力)品証細則 -, 4.2 調達物品等 要求事項 -, 1.1 に追加要求内容 を追加した。7.4.2 調達物品等要 表事項 -, 2.2 調達物品等 要求事項 -, 2.2 調達加要求内容 を追加した。7.4.2 調達物品等要 来事項 -, 2.2 調達加要求内容 を追加した。7.4.2 調達物品等要 -, 4.2 ご調達物品等 -, 2.2 調達加要求内容 -, 2.2 ご追加要求内容 -, 2.2 ご追加要求内容 を追加した。7.4.2 ご調達物品等 -, 4.2 ご調達物品等 -, 2.2 ご言述の要求内容 -, 2.2 ご言述の要求求求 -, 2.2 ご言述の要求内容 -, 2.2 ご言述の要求内容 -,		・マネジメントレビ						
a. (k) 内部コミュニケした。 該当する迫加要求な しした。 同左同左b. (a)及び(b) 調達常理第三十五条(調達物 品等要求事項) ・調達プロセスへの 規制機関の立入を ・(1)f. に追加要求内容 や(1)f. に追加要求内容 方能7.4.2 調達物品等要 求事項 (1)f. に追加要求内容 を追加した。7.4.2 調達物品等要 水事項 (2)に追加要求内容 を追加した。b. (a) の追加第三十五条(長正処置等) ・(1)f. に追加要求内容 を追加した。8.5.2 是正処置等 ・追加要求内容を追 加した。	a. (k) 内部コミュニケした。 該当する迫加要求な しした。 同左同左b. (a)及び(b) 調達常理第三十五条(調達物 品等要求事項) ・調達プロセスへの 規制機関の立入を ・(1)f. に追加要求内容 や(1)f. に追加要求内容 方能7.4.2 調達物品等要 求事項 (1)f. に追加要求内容 を追加した。7.4.2 調達物品等要 水事項 (2)に追加要求内容 を追加した。b. (a) の追加第三十五条(長正処置等) ・(1)f. に追加要求内容 を追加した。8.5.2 是正処置等 ・追加要求内容を追 加した。		ューのインプット	・(12)及び(13)に追	要求内容を追加し				
a. (k) $PA=1=2$ jš i j v 2 i j m z k k lI definitionI definitionI definition(k) $PA=1=2$ (k) $PA=2$ (k)<	a. (k) $PA=1=2$ jš i j v 2 i j m z k k kI m f f f f f f f f f f f f f f f f f f		項目の追加	加要求内容を追加	た。				
 調達管理 品等要求事項) 7.4.2 調達物品等 求事項 要求事項 ジス事項 ジス事項 ジローンスの ジローンスのの ジローンスの /ul>	 調達管理 品等要求事項) 7.4.2 調達物品等 求事項 要求事項 ジス事項 ジス事項 ジローンスの ジローンスのの ジローンスの /ul>	内部コミュニケ	該当する追加要求な し		同左				
b. (c)第五十二条(是正処品証細則8.5.2 是正処置等不適合管理及び置等)8.5.2 是正処置等・追加要求内容を追上正処置・追加要求内容を追加した。	b. (c)第五十二条(是正処品証細則8.5.2 是正処置等不適合管理及び置等)8.5.2 是正処置等・追加要求内容を追足正処置・追加要求内容を追加した。	b. (a)及び(b)	品等要求事項) ・調達プロセスへの 規制機関の立入を 可能(フリーアク セス)とする措置	7.4.2 調達物品等要求事項・(1)f.に追加要求内	求事項 ・(2)に追加要求内容				
		不適合管理及び	第五十二条(是正処 置等) ・不適合及び是正処	8.5.2 是正処置等 ・追加要求内容を追	・追加要求内容を追				